

平成29年 第6回教育委員会会議

1 日 時

平成29年5月23日（火）

開会 10時00分

閉会 11時10分

2 場 所

教育委員会室

3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、中村健一委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、脇田明義教育次長、竹中功教育次長、升屋和夫教育次長、広川達也庶務課長、杉中達夫教職員課長、堀田葉子学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長、近岡守保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

第10号 平成30年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について
(原案可決)

第11号 平成30年度使用教科書の採択方針について (原案可決)

第12号 石川県産業教育審議会委員の委嘱 (任命) について (原案可決)

第13号 石川県社会教育委員及び石川県生涯学習審議会委員の委嘱 (任命)
について (原案可決)

6 報告案件

第1号 平成30年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について

第2号 体罰に関する調査について

第3号 県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果
(平成29年4月分) について

第4号 日本遺産の認定について

7 審議の概要

・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第11号は教科書採択に関する案件のため、議案第12号及び議案第13号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 10 号 平成 30 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について
(堀田学校指導課長説明)

資料 1 ページをご覧ください。議案第 10 号「平成 30 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について」ご説明いたします。

まず提案理由ですが、平成 30 年度の石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校および石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるためであります。

2 の根拠法令等については、記載のとおりです。また、小松市立高等学校および金沢市立工業高等学校については、あらかじめ小松市教育委員会、金沢市教育委員会より選抜方針の策定およびその周知について、文書で依頼を受けており、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案は 2～7 ページにお示ししていますが、8～15 ページに前年度との対照表がありますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。平成 30 年度方針の下線部は、平成 29 年度との変更箇所を示しておりますが、基本方針は前年度を踏襲しておりますので、今年度は年月日以外の変更点はありません。

まず初めに、Ⅰの公立高等学校入学者選抜方針についてであります。2 の日程について、ご説明いたします。8～9 ページに記載しています。

(1) の「全日制課程の一般入学」については、学力検査等の期日を平成 30 年 3 月 6 日(火)、7 日(水)の両日とし、合格者の発表を 3 月 14 日(水)といたします。以下、(2)、(3)、(4)、(5)に「定時制課程の一般入学」、「全日制課程及び定時制課程の推薦入学」、「連携型中高一貫教育校の連携型入学」、「通信制課程の入学」について、それぞれの期日をお示ししてあります。

10 ページの 3 の一般入学、11 ページの 4 の推薦入学、12 ページの 5 の中高一貫教育校の入学、13 ページの 6 の通信制課程の入学、7 のその他についても年度以外の変更点はありません。以上が公立高等学校の入学者選抜方針についてであります。

次に、14 ページをご覧ください。Ⅱの特別支援学校の選抜方針についてであります。学力検査等の期日を、高等部および専攻科は平成 30 年 2 月 14 日(水)、ろう学校幼稚部は 2 月 15 日(木)とし、合格者の発表を 3 月 1 日(木)とします。

最後に、15 ページをご覧ください。Ⅲの石川県立中学校の選抜方針についてであります。2 の日程について、ご説明します。総合適性検査Ⅰ、Ⅱおよび面接の期日を平成 30 年 1 月 28 日(日)とし、選抜結果通知を 2 月 5 日(月)とします。欠員補充については、3 月 9 日(金)までとします。その他の変更点はありません。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【質疑】

(西川委員)

県立中学校の欠員補充については、1 月 28 日の適正検査および面接を受けた子の中から欠員補充を考えるのですか。

(堀田学校指導課長)

これは、今年も昨年も行われていないものなのですが、受験者の中から選ぶということですので。

(田中教育長)

辞退等が出て、定員割れした時にということです。

(西川委員)

出願の時点で定員割れがあった場合には、そのままいくということですか。

(田中教育長)

想定はしていませんけれども。万が一そういうことになればそうです。

(眞鍋委員)

12 ページの中高一貫高校の入学の連携型入学についてなのですが、これは具体的には錦丘中学校から錦丘高校への入学選抜ということでしょうか。

(堀田学校指導課長)

錦丘中学は中高併設型で、連携型というのは門前高校を指していて、違うものです。

(眞鍋委員)

門前中学から門前高校に入る場合は試験がないという制度なのですか。

(田中教育長)

基本的なところを説明してください。

(堀田学校指導課長)

門前中学から門前高校に全員が行くわけではないのですが、理論上は推薦入学で行く場合と、それから、この連携型の入試を利用する場合と、一般入試を利用する場合と考えられます。

(眞鍋委員)

例年、連携型入学に何人ぐらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

(田中教育長)

持ち合わせていないようなら、今調べて、後ほど。

(眞鍋委員)

この制度は随分以前からあるのですね。

(田中教育長)

10 年の前半だったと思います。

(眞鍋委員)

門前高校のケースだということなのではすけれども、他の高校で同じような中高一貫教育校にすることをニーズみたいなものはないのでしょうか。つまり、各県1校だけこういうことをやりなさいみたいなことでやっているのか。どういう経緯なのでしょう

(田中教育長)

当時、そういう制度ができて、完全な一貫校と、緩やかな形で通常の他の高校も行けるし、希望する者は行ける。ただし、中学と高校がカリキュラムなども連携しながらやるという緩やかな連携型という制度が、だいぶ前、本当に古い話です。そのときに、県内で門前高校の方が地域性もあって、中高で連携した形でやるということで制度化したものです。その後、他の学校からそれについて特段要望があったという話は、今のところ私は聞いていません。

(眞鍋委員)

分かりました。

(堀田学校指導課長)

平成14年度より連携型中高一貫校の入試選抜が導入されているということです。具体的な今年の人数の割合については今、調べておりますので、少しお待ちください。

(田中教育長)

確か第2次の高校再編をしたときに、いろいろな議論の中で一つの方策として導入したものです。

(眞鍋委員)

はい、分かりました。

(金田委員)

10年から着手したのでしたね。

(田中教育長)

準備に着手して、導入したのがその年代だったと思います。

(堀田学校指導課長)

門前高校の昨年度の合格者において、連携型を利用した者は3名ということです。

(眞鍋委員)

はい、分かりました。

(横山委員)

今、眞鍋委員が人数をお聞きになった部分で、私もお聞きしたい部分があります。11 ページの 4 番の推薦入学の中で、推薦入学は基本的に石川県内の中学校を卒業または修了見込みの者を対象とするというので、一般入学とはまた違う形だと思うのですが、七尾東雲高校の演劇科については県外からも対象とするというふうになっていて、少し手を広げられている。今のその人数と、またこの先、例えば少し手を広げて推薦を受け入れていく計画などがあれば、教えていただけますか。

(堀田学校指導課長)

演劇科については、去年は 3 名の県外からの応募者があり、3 名入学しています。

(田中教育長)

演劇科についても、先ほど言いました第 2 次の高校再編のときに、演劇科ということで売りをつくるという形で、演劇堂などいろいろありまして、仲代さんとの関係もありまして、全国的にもごくわずかしかなないので、全国にも門戸を広げようということで、地域と一体となって演劇の町づくりとセットで、地域おこしもあり募集しました。それ以外の学科で全国から募集するような特別な学科は今のところないように思いますけど。

(横山委員)

すごく魅力的で、特色があるからということですね。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

報告第 1 号 平成 30 年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について
(杉中教職員課長説明)

報告第 1 号「平成 30 年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について」資料 24 ページにより、ご説明いたします。

教員採用試験の実施につきましては、前回の教育委員会会議で報告しましたとおり、今年度も昨年度に引き続き、試験の日時や会場、試験内容など、採用見込数を除いた実施案内を従来より早く作成し、4 月 24 日より配布いたしました。採用見込数については 5 月 10 日にホームページで発表しましたので、ご報告します。

小学校教諭は昨年度比 5 人減の 150 人程度、中・高等学校教諭は昨年度と同数の 150 人程度、養護教諭についても昨年度と同数の 15 人程度とし、採用見込数の合計は昨年度比 5 人減の 315 人程度としました。

昨年度比 5 人減となったことについては、平成 24 年度から 400 人前後の退職者が続いている、教員年齢構成を見ると、今年度末で 57 歳になる教員が最も多いことから、その教員が定年を迎える平成 32 年度末が退職者数のピークになると予測しており、引き続き大量退職が予想されていますが、平成 29 年度の小中学校の児童生徒数が、昨年度に比べ約 1600 人減少するなど、年々児童生徒数が減少してきていること、また、昨年度に加賀市の小学校で 1 校、七尾市の中学校 2 校が統廃合により減少するなど、学校数が減少してきていることにより、教員定数が減少しています。

この他、再任用者数が年々増加し、フルタイムと短時間を合わせると、今年度は昨年度よりも 70 人増の 336 人となっており、今後も年金支給開始年齢の引き上げにより再任用者数が増加することが予想されることから、これらの要素を総合的に勘案して、昨年度比 5 人減の採用見込数としたところです。試験期日等、昨年度からの主な変更点等については、前回ご報告したとおりです。

県教委としては、先週までに昨年と同数の 29 の大学を訪問し、392 人の大学生に対して説明会を実施してきたところであり、今月末まで志願書の受付を行っているところです。以上です。

(田中教育長)

まだ 300 人超えの採用を続けなければならないという今の見込みは見えます。ただ、再任用を希望する職員の割合が最初は少なかったのですが、最近は少し徐々に上がってきているということで、全体として再任用者の人数が確保できるようになったということで、平準化ということを念頭に置いております。また 40 年後に大きな世代の山ができないように、採用を少し前倒ししたり、再任用教諭を活用したりしながら、再任用の見込みや児童生徒数の定数減を見込みながら毎年微調整しながらやっていますが、大きな方向性として、まだ先に退職者のピークもあるということです。あるいは、普通退職、途中退職の皆さんの状況を確認しながら微調整しており、300 人を超える採用は当面やらざるを得ない状況にあると見ています。その辺はまたその都度、そういったものを見ながら決めていきたいと思っています。大きな方向性としてはそういうことだと思っています。

【質疑】

(金田委員)

新採が全ていいというわけではなくて、指導方法を含めて心配するという点はあると思うのですが、今、教育長がお話しされたように、再任用の先生方のモチベーションが、若い先生や 40 代のベテランではない先生に、そういうやる気をそぐような言動であっては困るわけです。学校長にとって新任の指導というところは頑張ってやってくれと思うのですが、自分より年上の 60 歳を過ぎた人たちをどのようにマネジメントしていくかということは、これからの大きな問題になってくるのではないかと思います。やはり県教委も、ただ再任用の先生が年金がもらえるまでの間をつないでいるのだという安易な考え方ではなくて、彼らも戦力の一環であるというのは事実なので、ここをこれからきちんとしていかないと、学校現場もかなりモチベーションが落ちてくるのではないかと懸念は残ります。ぜひここをお願いしたいです。

(田中教育長)

制度的には希望者は原則的に採用しなければいけないという流れになっています。ただ、そういう意味では、延長して現場に立つ先生には別の意味でもう一回研修の機会を設けています。若手の育成という意味では力を十分発揮してくれるということも思っています。

(中村委員)

今、教育長のおっしゃった、ある意味では私どもも民間企業ですけれども、再任者を採り続けています。結局、彼らのモチベーションが落ちるかといえば逆に落ちなくて、彼らのレベルの高さが技術や技能の伝承になっているのです。ただでさえ、そういう若い人がたくさん入るときに、逆にそういう再任用の人が多くないと、若い人が育たない。そういう面と、もう一つは長年、教職の世界の中で定年退職で燃え尽きた人が大変多過ぎたと私は思っています。燃え尽きたところか、まだまだ元気なので、今の60歳は本当にまだ若いので、もうあと5年ぐらいはばりばりやってもらって当然だと。また、これだけ若い人が入ってくると、逆にそれだけの再任のたくさんの人が必要だと私は思っています。随分それで伝承という面で、若い人に教える面では大変参考になるなという思いを私ども企業を通じての思いがしていますけれども。

(金田委員)

燃え尽き症候群だけは困るということです。そこはまた教育委員会でコントロールをお願いいたします。

報告第2号 体罰に関する調査について (杉中教職員課長説明)

報告事項第2号「体罰に関する調査について」資料25ページにより、ご説明いたします。

県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の要請により実施した体罰に関する調査を、平成25年度以降も本県独自で実施しています。調査は、これまでと同様の方式により、平成28年度中に発生した体罰を、児童・生徒および保護者へのアンケート等により確認しました。

本資料については、本調査の内容についてまとめたものであります。資料の「1. 発生件数及び処分の状況等」をご覧ください。平成28年度の体罰は小学校2件、中学校1件、合計で3件となっております。学校数は3校で、被害児童生徒数は小学校の2件のうち1件で2名の児童に対して行っているため、小学校3名、中学校1名の計4名です。

なお、今回の3件については、下の表2、体罰の場面にありますように、全て授業中に発生したものであり、例えば手遊びをやめない児童の頭にゲンコツをした、指示に従わなかった児童の胸を押して転倒させた、騒いでいた生徒の頬を両手で叩いたというものであります。いずれの児童生徒にもけががなかったという事例であります。これら3件の体罰に対しては、いずれも文書訓告の処分が下されており、厳しく指導がなされております。

体罰の件数は、過去3年間は平成25年度7件、26年度5件、27年度5件、今回28年度は3件と減少傾向にあり、一定の指導の効果があつたものと思われまふ。しかし、体罰はいかなる場合においても行つてはならないものであり、3件とはいえ、まだ体罰が発生したことは事実であることから、今後とも、体罰は絶対してはならない、体罰は指導法の一つではなく暴力であるということを教員が肝に銘じるよう、機会あるごとにしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上です。

【質疑】

(横山委員)

まだ3件あるということで、この3件に関して明らかになつたのは、例えば保護者からだつたのか、先生方が、生徒がというのがあると思いますが、どのように明らかになつたか、教えていただけますか。

(杉中教職員課長)

今回の3件については、2件は体罰調査により明らかになつたものでありますし、その他の1件については、体罰調査を待たずして教員から申告があつたということです。

(西川委員)

体罰には至らないけど、指導死というものには、気を付けなければならないのではないかという思いがしています。極端な例が、「自分はあれだけ頑張つたのに先生が認めてくれなかつた。もっと頑張れと言われた」ということで、飛び降りたというような事例もあると聞いています。そういう子どもたちの心のケアというもの。もちろん体罰はあつてはならないのだけれども、そういったところに少し注意を払っていくべきなのかなと。

特に最近の子どもたちはどちらかというところ、打たれ弱いという状況だと思います。体罰の調査をきっかけに、今もやっているけれども、いわゆる心のケアに気を付けていかないと駄目な時代かなと思います。私の過去の経験ですが、万引して、学校で説諭して帰すのですが、絶対私は子ども一人で返すなど、必ず教員が送っていかないと、いつ何時、学校の帰りに自殺というような。大人にしたら大したことないかなということでも、子どもたちには重大なプレッシャーとなっているようなところもあるのかなということ、そういう機会を通じて、また学校の指導をお願いできればと思います。これはやり過ぎるということはないのではないかと思うので、お願いします。

(杉中教職員課長)

今回、体罰調査の中では、体罰のみならず、やはりそういう不適切な指導についても、申し出があつた場合についてはきちんと対応していくことが必要だと考えて、個別に対応はしたところ、今、委員からお話がありましたように、体罰に限らず、言葉によるそういう精神的な傷付けであつたり、そういうことが深く子どもたちに突

き刺さる場合もありますので、それらも含めてきちんと指導していかないといけないと思います。

報告第3号 県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果 (平成29年4月分) について (杉中教職員課長説明)

報告第3号「県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果(平成29年4月分)について」資料26ページにより、ご説明いたします。

これまで県立学校における教職員の勤務時間の把握については、管理職による始業・終業時刻の現認、および教職員による学校独自の記録表への記入により行ってきましたが、国において教員の多忙化の解消に向けた検討が進められていることを踏まえ、県教委としてもその改善に向けた検討の基礎となる時間外勤務の実態をしっかりと把握することとし、今年4月より各学校において、統一の記録表により把握し、集計結果を県教委に毎月報告することとしました。

具体的には、教職員が毎日の始業時刻と終了時刻をパソコンに入力すると、自動的に時間外勤務の時間が表示され、その内容を教材研究等、校務分掌等、部活動の三つに分類して入力します。そして、管理職が一月ごとに教職員個々の時間外勤務時間を集約し、時間外勤務時間の分布および内容を県教委に報告することとしたところで

す。

なお、市町立の小中学校における教職員の時間外勤務時間についても、市町教委が把握した結果を県立学校と同様の様式に取りまとめ、3カ月ごとに報告してもらうこととしています。このたび、県立高等学校・特別支援学校教職員の平成29年4月分の勤務時間の集計結果がまとまりましたので報告します。

対象者数は県立高等学校43校および特別支援学校9校3分校の非常勤講師を除く教職員2662名で、対象職種は校長、副校長、教頭、部主事、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師です。

「1 時間外勤務時間の平均と時間外勤務の内容」をご覧ください。

まず、1行目の高等学校では、4月、1カ月の時間外勤務時間は1人当たり平均で53.1時間となっており、その内容の割合は教材研究等が15.7%、校務分掌等が36.6%、部活動が47.8%となっております。全日制と定時制・通信制に分けて集計した結果は記載のとおりです。

次の行の特別支援学校では平均が29.7時間となっており、その内容の割合は教材研究等が34.2%、校務分掌等が65.0%、部活動が0.8%となっております。

一番下の行の高等学校と特別支援学校を合わせた全体を見ますと、校務分掌等の割合が41.7%と最も多くなっていますが、4月は新年度が始まり、資料作成や生徒面談などの担任業務、または時間割作成業務、交通安全の街頭指導、健康診断の準備などがその理由と考えられます。また、高等学校においては部活動の割合が47.8%と最も多くなっており、6月の県高校総体や総合文化祭に向けて、合宿も含めた部活動の指導が熱心に行われたことによるものと見ています。

次に、「2 時間外勤務時間の分布」をご覧ください。

この表は、左から順に対象職員数、時間外勤務時間が1カ月で0～20時間の人数の割合、それを超えて45時間まで、それを超えて60時間まで、それを超えて80時間まで、それを超えて100時間まで、最後は100時間超の人数の割合であります。

1行目の高等学校での1カ月の時間外勤務時間が、厚生労働省労働基準局長通達に定める長時間の過重業務とされる80時間を超える教職員の割合は、右端の5.3%とその左の18.6%を加えた23.9%であり、高等学校の教職員の約4人に1人が時間外勤務時間が80時間を超える結果となっています。また、特別支援学校では1.7%となっています。

今回の集計結果については、5月分以降の結果とも比較しながら、1年をかけて勤務の実態をしっかりと把握、分析することとしており、その結果を踏まえて県教委、学校それぞれで、できるところから改善に向けた具体の取り組みにつなげてまいりたいと考えています。

また、各学校においては、時間外勤務が長時間の教職員に対して、管理職が個々の業務の実態を詳しく把握し、その適性化に向けた指導も並行して行っていくこととしています。以上です。

(田中教育長)

4月分だけです。年度当初の特殊要因等もあるようですので、これはやはり年間通してしっかり調査、分析していく必要があると思っています。毎月結果が出てまいりますので、今後ともご報告していきたいと思っていますが、先ほど説明がありましたように、小中については市町の教員の集計作業等も負担になりますので、3カ月に1回報告を求めるということで市町の教員にお願いしています。市町の教員についてまとまるのが夏前となるので、その時点ではもう少し分析も加えてまたご報告したいと思っています。

今回は本当に4月分ということで、データだけの報告になります。今後きちんと1カ月1カ月の内容を集計しつつ、順次分析も深めていきたいと思っています。最終的には、多忙化の解消には教職員定数の改善といいますか、国の方でしっかりやっただけに尽きるわけですが、それを待つことなく、今回実態調査をした上で、学校現場あるいは県教委、市教委等で、できるところから一つ一つ着実に、また多忙化の改善に向けて努力していきたいと思っています。委員さん方にもまた、この結果を月々見ながら、いろいろなご意見、ご示唆を頂ければありがたいと思っています。

【質疑】

(西川委員)

80時間を超えた場合をもって、本人に産業医のカウンセリングを受けますかというような項目があったと思いますが、それに関して調査はしていないですね。

(杉中教職員課長)

報告の中で、100時間を超えた者については、氏名と主な業務内容が何かということと、それから面談について働き掛けをした結果どうであったかということについて必ず提出してもらうように昨年度からしております。この4月分について申します

と、100時間超えの教員に対して声掛けは全部行っていますけれども、面談を希望した者はいなかったということです。

(眞鍋委員)

お願いなのですがけれども、これが毎月出てくるということですので、ぜひ変化を追えるような資料として出していただきたいと思います。お願いします。

(金田委員)

データを持っておられると思うので、対象職種ごとの時間も分かる可能性があるから、特に副校長、教頭、あるいは主幹教諭あたりにどういうウエートがかかっているかというのを、また教育委員会で見つけていただいて。

(田中教育長)

どこまで細かくやるかについては今、作業の状況を見ながら、学校の現場の状況を見ながら、順次調査を細かくしていきたいと思っていますのですが、最初からあまり細かいフルの調査をすると結構大変なものですから、集計する側もそうですし、打ち込む側も結構細かくなるので、そこは順次細かくしていきたいと思っていますので、ご理解を頂きたいと思います。

(金田委員)

私たちよりも、教育委員会としてそのデータを持っておいていただいたら。

(田中教育長)

私も当然それが必要だと思っています。現場の負担の状況も見ながら少しずつ。今おっしゃるように、職種ごとに番号を打って行って、外で集計できますので、その辺は少し状況を見ながらやっていきたいと思っています。

(金田委員)

教育長さんがいつも言われていて、本質を得ておられるのですが、帰するところは標準法、いわゆる定数改善がなされるかどうか、一県ではなかなか解決できない問題だと思います。これはやはり常に現場からの報告、県教育委員会からの報告ということで、国に対してアピールしていかないと。今、県立の場合はまだしも、多分、小中はかなり今の標準法、あるいは定数ではにっちもさっちも行かなくなっているという状況です。小学校は非常に遅くまでやっているのだという話も言われましたけれども、帰するところはやはり先生が少ないというところで、ご存じのように、学級数に1.1を掛けたものが小学校の人数、中学校は1.5、高校は2.5なのです。この差は非常に大きいわけで、小学校あたりは今度出てくるデータではかなり厳しいものが出てくるのではないかと思いますので、事あるごとに定数改善、あるいは標準法の改善をお願いできればと思っています。

(田中教育長)

報道等でも出ておりますけれども、国の方も今から中教審等でこれを議論していくということで、そのためにはまた実態調査のようなものも検討しているようですので、うちの方できちんと調べておけば、それにも対応できると思いますけど、悉皆調査になるのか、抽出調査になるのか。先日、文科省が昨年度調査を発表しましたが、10、11月に全国で400校の抽出調査でした。そんなこともあるので、今回はどの程度の実態調査をするのかも私どもも注目していますが、私どもは取りあえずここにお示ししたような形できちんと理解把握をしていきたいと思っております。

報告第4号 日本遺産の認定について (田村文化財課長説明)

報告第4号「日本遺産の認定について」資料の27ページにより、ご説明いたします。

去る4月28日、加賀市が全国の7市4町で共同申請した「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産に認定されました。資料1の「日本遺産について」ですが、日本遺産の認定制度は、わが国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が「日本遺産」に認定し、地域主体で、地域に伝わる、魅力ある文化財群を整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものであります。

2の「今回の日本遺産の認定件数について」ですが、全国43都道府県から79件の申請があり、認定は23道府県の17件、3年間の累計として40道府県から54件の認定となりました。石川県においては一昨年の「能登のキリコ祭り」、昨年の「小松の石文化」に続く3年連続の認定となりました。なお、文化庁においては、2020年までに全国で100件程度認定を目指しております。

次に、3の概要であります。日本海沿岸には山を風景の一部に取り込む港町が点々と見られ、そこには港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っております。社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源があるといわれる祭礼が執り行われ、節回しの似た民謡が唄われております。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を引きつけてやまないというストーリーです。

共同申請地域は、記載のとおり、山形県酒田市を代表とする1道6県の日本海側の7市4町です。加賀市の構成文化財として、加賀橋立伝統的建造物群保存地区や旧酒谷長兵衛家住宅などとなっております。

次の28ページには共同申請地域の地図、29ページには加賀市の構成文化財の位置図、30ページには加賀市の九つの構成文化財の写真を添付しています。

今後、県教委としては、日本遺産認定を目指す市町に対しては関係部局と連携し、市町の取り組みに対し、引き続き指導・助言を行っていききたいと思っております。以上です。

(田中教育長)

北前船の寄港地といわれる港は、全国にまだまだたくさんありますけれども。その中で、要は構成文化財等がきちんと残っていることとか、そういう面的な広がりがあることとか、あるいは山形県酒田市が平成18年から北前船寄港地フォーラムというものを仲間を募ってやっているのですが、そのフォーラムと一緒に参加してきた市町で日本遺産を申請しようという話から始まりました。フォーラムに参加した市町の中でも、今回は文化庁と相談してある程度の中身が残っている所ということで、ある程度調整しながら今回の申請になった。今後、追加の認定もできるということですので、さらに中身を審査して、申請があれば追加するという話になってくるようです。

【質疑】

(金田委員)

安宅とか、美川とか、金石、大野は可能性があるのかな。建物があるかどうか。

(田中教育長)

そうですね。構成文化財がどれだけあるかということだと思います。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第11号 平成30年度使用教科書の採択方針について

堀田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第12号 石川県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

堀田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第13号 石川県社会教育委員及び石川県生涯学習審議会委員の委嘱（任命）について

篠原生涯学習課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。